と訟務検事が租税訴訟を担

ものであった。このため、

は、「国側には、国税訟務官

当し、国税訟務官が税法の

解釈と証拠の収集を、

部改正され、翌年4月1日 平成13年には税理士法が る。そして、出された結論

底して解明し理解しなけれ

租税制度や実務慣行などに

かどうか。そのことが、納

税者にとっての今後の税務

訴訟の行末を明るいものに

するか、それとも依然とし

関し、常に「何故そうなる

ぶ者にとっては余りにも当 ようなことは、法律学を学 く教え込まれてきた。この ばならない。」と何度とな

ではないかと考える。常に

ように感じている。 かの、正に分かれ目になる て沈滞したまま終わらせる

のか」「理由は何なのか」と

持つことが必要

剣に検討され始めたのであ か。そのような問題点が真 勝訴率が低すぎるのだろう

税訴訟における納税者側の

化が生じてきた。何故、租

このような状況に徐々に変

ところが、そのころから

検事が法廷対応をそれぞれ

分担する体制が出来上がっ

 ${
m I\hspace{-.1em}I}$

税理士の補佐

人制度の創設

租税訴訟の行方

租税訴訟の以前の状況

Ι

の租税訴訟と言えば、国側 脱税事件以外の租税事件に 那覇、横浜、盛岡などの各 租税訴訟に明け暮れる日々 課長に就任し、以後2年間 からは、法務省の租税訟務 税担当の副部長になった時 月に東京法務局訟務部の租 関与したのは、平成12年4 きた。そんな私が、初めて 地方検察庁で勤務し、専ら 任官した。その後、東京、 いた状況であった。私がそ を過ごした。このころまで だった。そして、平成14年 刑事事件の処理に従事して れまで携わっていた刑事訴 私は、昭和5年に検事に

訟の9・9パーセントとい 租税訴訟は、楽でこそあ 納税者側からすれば、一部 率を誇っていた。それは、 どは全くない毎日を過ごし ける国側の責任者であった 漂っていたように思う。 似た空気が弁護士の中にも は勝てないという諦めにも 勝訴を含めても勝訴率が10 ある種異常とも言える勝訴 も、それに匹敵するような う有罪率には敵わないまで ため、ほぼ連戦連勝に近い はと言えば、租税訴訟にお いうことであり、租税訴訟 れ、疑問など感じることな ーセントにも満たないと

> 税訴訟を国側と互角に戦え から、弁護士と共に、税理 士を対象としていわゆる 士が補佐人として、当然に 思われた。そして、このこ いて学ぶ機会が与えられる 訟に関与しようとする税理 る体制を一応整えたように ようになった。こうして租 いくつかの大学院では、訴 にした。それに対応して、 租税訴訟に関与できるよう 「補佐人講座」が開講さ 税理士に訴訟制度につ

の勝訴率が目に見えて高く 代を画したF裁判官が現れ ろ、租税訴訟の歴史に一時 て興味深いものに変貌して 訟が活気づくと共に、極め たこともあって、納税者側 論争が持ち込まれ、租税訴 することに意義があるとい ち負けは二の次で単に提訴 なると共に、それまでは勝 た租税訴訟に、理論的な た「意地の訴訟」が多か

であったか? 補佐人制度だけで十分な対応

で、これでは租税訴訟に勝 てるはずがない。」という 税訴訟を担っている有様 ば、税法に疎い弁護士が租 まく機能している。これに ており、そのシステムがう し、納税者側はと言え 租税訴訟における納税者側 関係者が密かに思い描いた 官し弁護士となったのを機 を処理する日々に戻ったた かったということだった。 る日々が戻ってきた。そし ら約2年近く前に検事を退 庁に戻り、本来の刑事事件 低調なままで推移して との間の租税訴訟の推 てこの際分かったことは、 税訴訟からは自然縁遠くな ようなバラ色のものではな っていった。それが、今か め、それまでに比べると租 に、再び租税訴訟に関与す 嘗て私を含めた多くの その後、再び検察

もある。確かに、そのよう が訴訟で敗訴するのを可能 まらず、タックスロイヤー 際、「これからの税理士はタ 即ち、補佐人制度が出来た ないかということである。 されていたことが十分活か 躍の場が認められた際指摘 税理士に補佐人としての活 税理士法の改正が行われ、 るように思えた。それは、 はもっと根本的な原因があ もしれない。しかし、私に な理由も影響しているのか ったためであるという指摘 処分を慎重にするようにな ックスアカウンタントに留 になるべきだ。」というこ 切れていなかったのでは はその話の内容を俄かには その話を聞かされた時、私 たことがあった。そして、 受験勉強の仕方について何 は、こういうことである。 考えるようになった。それ 践する必要があったのだと 時に、ある重要なことを実 るだけではなく、それと同 佐人講座」で訴訟を勉強す 施行令7条の2の変動所得 変動所得に関する所得税法 それは、このような話だっ の範囲について、養殖する た。ある人は、「所得稅法の 信じられないほど驚いた。 『はまち、まだい、 へかの税理士から話を聞 前、私は、税理士試験の

そして、その対応策の一つ として、前に述べたように で相次いで開講されたの とがしきりに喧伝された。 だ。確かに、税理士が訴訟

受験中にも、「法律学は丸暗 か甚だ疑問である。これら る。」というものであ かれている事柄を丸暗記 題については、受験予備校 際にも、また、司法試験の を一字一句丸暗記すること とではないかと思う。 必要など全くなく、必要が た。これらの話のうち最初 きるようにする必要があ から配布されたカードに書 てくれた。また、ある人の おく必要がある。」と話し ぐに思い出せるようにして 読んで勉強し、疑問点は徹 何故そのようになるのか疑 記してはいけない。いつも は、法学部で授業を受けた 能なものであったのだ。私 の話は、私には全く理解不 あれば六法を見れば済むと は、養殖する物を暗記する 間違えずに再現して記載で 問を持ちながら本や条文を どと言える代物なのかどう が果たして「理論問題」な た、後のケースでは、解答 し、試験の際には一字一句 話は、「税法科目の理論の問 に紹介したケースでは、私 かき、うなぎ、ほたて うか。私に るように、租税法や通達、 ものになっ 理士には、 法律家が自然とそうしてい 適用し、

が本当の意味のタックスロ ると考える。私は、税理士 は、それは余りに安易すぎ

「ヤーとなるためには、「補

強することだけで、本当に

になれるのだろうか。私 税理士がタックスロイヤー いない。しかし、この「補

することは必要なことに違

佐人講座」で訴訟制度を勉

身につけて租税訴訟に関与 制度を勉強し、その知識を



野本昌城氏 弁護士 税理士

に沁みつ

簡単なことではない。で あるとしても、これを直ぐ 害しているのではないだろ 驚くばかりだ。そのような が考えるに、個々の税理士 は、どうすればよいか。私 改善することは現実的には は言え、試験制度に問題が 思えて仕方がないのだ。と 税法や租税制度がよりよい ず、このことが延いては租 最初からほとんど期待でき 制度に疑問を持つことなど が、ある条文や通達、租税 線で活躍している税理士 あるとすると、税務の最前 験制度がこのようなもので か思えないではないか。試 税務処理に励んでくれるこ ないかとさえ勘ぐってしま の手間を省くために民間の ているとすると、国税職員 る。そのような教育を受け ような思考方法は完全に身 が日々の業務を行う中で、 とのみを期待しているとし について余計な疑問など持 いそうになる。つまり、税 資格者(下請け業者)をせ 試験制度で税理士が誕生し たず、それらを正確・迅速 っせと育成しているのでは べたような話は、ただただ てきた者にとって、先に述 いてしまってい ことであり、その ていくことを阻 ひたすら的確な は、そのように 税法や通達など ある。そして、そのような も言えると思う。ただ、私 となれるのではないか。税 ができて初めて税理士がタ や勉強をすることができる う疑問を持ちながら、仕事 なく、常に「何故?」とい か。税理士が、丸暗記では は、これもおのずから納税 かれた上で提起された訴訟 るだろう。また、疑問を解 状況が実現した時に初め としては、もっともっと多 疑問を持ちながら日々の業 者側の勝訴判決をもたらし 消するために真剣に考え抜 なり、租税訴訟の数もおの 租税訴訟を活用するように が必要であると考えるので が身につくようになること 重課税事件」などある意味 ば、いわゆる「長崎年金1 まらず、タックスロイヤー 務や勉強を行うこと、これ すから増えてくるようにな を最終的に解決するため、 て、日々の業務の中から多 に、自然にそのような思考 くの税理士が最初は意識的 この方法による成功例だと いるということは理解して 実行している人もある程度 にそのような思考方法を使 ・クスアカウンタントに留 、の疑問が生じ、その疑問 一士の中には志を高く持 ながら業務を行ううち る。最近の事例で言え いくのではないだろう 既にそのような方法を